

『介護医療院への転換に係る手続きについて』

1 計画（素案）の作成

- ※ 第7期介護保険事業支援計画（平成30年度～平成32年度）においては、医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換は、基本的に総量規制（介護保険法第107条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否）の対象外
なお、新設（一般病床からの移行等を含む。）については、総量規制の対象

2-1 県への相談

主に次のことを確認します。（複数回行うこともあります。）

- ・ 転換の構想
- ・ 施設基準、併設医療機関との共用
- ・ プライバシーの確保
- ・ 関係機関との協議状況

※図面、プライバシーの確保に係る写真等をご用意ください。

2-2 設置市町村への相談（県への相談と同時期）

介護保険事業計画に関連（医療療養病床からの転換の場合は十分に相談）

※関係機関への手続きが想定される事項

- 医療法関係
 - ・ 法人の定款変更
 - ・ 開設許可事項変更等
- 医療保険関係
 - ・ 診療報酬関係
- 補助金関係
 - ・ 補助金申請（地域医療介護総合確保基金等）
 - ・ 財産処分（既存施設を補助金で整備した場合）

※転換ではなく新規の場合は、事前協議の前に設置計画書を提出

3 県へ事前協議書を提出（改修前）

所定の様式、添付書類を提出
必要に応じて現地確認を行います。
※改修の着手は事前協議終了後となります。

地域住民への説明、入所者及びその家族への説明（特に移行定着支援加算を算定する場合は、加算要件を満たす取組を行う必要がある。）

4 改修等

5 県へ開設許可申請を提出（開設の1月以上前）

開設許可申請と同時に指定介護療養型医療施設辞退届も提出
※定款に介護医療院を実施する旨の記載が必要

- ・ 転換にあたっては、早め早めにご相談ください。
- ・ ある程度時間を要しますので、余裕を持ったスケジュールで計画を策定してください。